

岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第35号

岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例（平成11年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 1030 515"><u>岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例</u></p> <p data-bbox="120 580 1106 659">介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第185条第1項の規定により、岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数は、18人以内とする。</u></p>	<p data-bbox="1173 485 2067 563"><u>岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数に関する条例</u> <u>（公益を代表する委員の定数）</u></p> <p data-bbox="1128 580 2114 707"><u>第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第185条第1項第3号に規定する条例で定める岩手県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数は、18人以内とする。</u></p> <p data-bbox="1160 724 1581 754"><u>（合議体を構成する委員の定数）</u></p> <p data-bbox="1128 772 2114 898"><u>第2条 介護保険法第189条第3項に規定する条例で定める要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。